

「おいらせ町自治基本条例」条文（案）

**\* 条ナンバーは仮**

（条文中の茶色の文字で記載されている部分は、前回の検討を受けて修正したものです。）

## 第1章 総則 3

### 第1\*条（条例制定の目的）

この条例は、おいらせ町のまちづくりに関する基本的な事柄を定め、町民、行政、議会の権利と責任を明らかにすることにより、前文に掲げたまちづくりの理念の実現を図ることを目的とします。

### 第2\*条（用語の定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は以下の各号に定めるものとします。

- 1 町民 おいらせ町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、または町内で事業活動その他の活動を行う人または団体をいいます。
- 2 協働 町民、行政および議会が共通の目的を実現するために、それぞれの責任と役割を認識し、お互いの立場を尊重しながら、対等な関係に立って協力して行動することをいいます。
- 3 参加 町民が理想の地域社会を実現するために、町政とその評価に主体的に関わり、行動することをいいます。
- 4 町政 町の行政、政治、公益活動を含む総合的活動を総称していいます。

### 第3\*条（条例の位置づけ）

この条例は、おいらせ町の自治の根本を担う最高規範であり、町民、町長および町職員、議会はこれを遵守しなければなりません。町政運営にあたってはこの条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

**\*ボランティア活動や個人情報については初出の際、解説で触れます。**

## 第2章 町民の権利4

第1\*条（生活に関する権利） おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

- 1 (1)(8) 生涯にわたり健康で安全に生活する権利。
- 2 (6) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利。
- 3 (10) 心に不安なく、人間らしい生活を送るために必要な収入を得る権利。

\*「自殺や孤独死がない」が背景にあるので

- 4 (9) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通手段などの手段により、重くない負担で移動する権利。
- 5 子どもから高齢者まで誰もが自由に(5)学ぶ権利。

第2\*条（子どもの権利） おいらせ町の子どもは、みな(7)健やかに成長する権利があります。

第3\*条（個人情報） おいらせ町民には(3)個人情報やプライバシーを大切にされる権利があります。

第4\*条（参加に関する権利） おいらせ町民には、まちづくりの主体者として、参加に関する以下の権利があります。

- 1 行政と議会、地域の状態を知る権利。(4)
- 2 政策の形成、実施、評価に参加する権利。(2)
- 3 政策形成、実施、評価やまちづくり活動において、自由な意思を表明し、そのことにより不利益を受けない権利。

- (1) 生涯にわたり健康、安全に生活する権利
- (2) 政策形成に参加する権利（町民としての自己決定権）
- (3) 個人情報、プライバシーが大切にされる権利
- (4) 行政の動き等について知る権利
- (5) 生涯学習の機会を得る権利
- (6) ゴミのない豊かな自然環境で暮らす権利
- (7) こどもが健やかに成長する権利
- (8) 医療・介護サービスを受ける権利
- (9) 自由に移動することができる権利
- (10) 最低限の生活を送る権利
- (11) 自由な意思表明=参加しないことで不利益を受けない権利

## 第3章 町民の役割と責任5

第1\*条（自立と自律） おいらせ町民は、まちづくりの主体者として、（1）自立の精神に則り、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 おいらせ町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

第2\*条（まちづくりへの参加） おいらせ町民には、（5）地域活動、公益活動、ボランティア活動など自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

第3\*条（行政、議会との協働） おいらせ町民には、（8）行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には（6）町民、行政、または議会と協働でまちをつくる役割があります。

\*「協働」という言葉を残したいので

第4\*条（互いの権利を守る責任） おいらせ町民は、（2）お互いに協力して子どもを守り育て、（4）障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている町民を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

第5\*条（ふるさとを守り伝える責任） おいらせ町民は、（3）ふるさとの歴史と文化を次代に伝えるために努力しなければなりません。また、（9）環境汚染を防ぎ、豊かな自然環境を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

（1）自律により自立する責任

（2）地域全体で子どもを守り育てる責任

（3）ふるさとの歴史と文化を次代に伝える責任

（4）障害者、お年寄り、乳幼児づれを思いやる責任

（5）地域相互連携、コミュニティ参加努力

（6）行政と協働でまちをつくる責任

（7）公益活動、ボランティア活動への自主的参加と分担の責任

（8）自治（行政、議会）の学習と理解、意見提出の責任

（9）環境汚染行動を禁止、監視する責任

## 第4章 町長、町職員の役割と責任5

第1\*条（役割と責任） おいらせ町長は、町の代表者として、（1）町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、（2）公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町職員は、町民のために働く者\*として町長を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、（2）公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

\*大和市の表現を拝借

第2\*条（行政の執行） おいらせ町長および町職員は、町民のために働く者として（3）健全な財政運営\*のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。

\*「経費を抑制し」の言い換え

2 おいらせ町長および町職員は、（4）職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させる努力をしなければなりません。

3 おいらせ町長および町職員は、（7）行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

第3\*条（町民との関係） おいらせ町長および町職員は、（5）町民と同じ\*視線に立って総合的に職務にあたらなければなりません。

\*目線とまだ意見が分かれています

第4\*条（情報公開と説明責任） おいらせ町長および町職員は、（5）町の行政に関する事柄について、情報の提供に努めるとともに、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

第5\*条（危機管理） おいらせ町長および町職員は、町民の生命および財産を守るため、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

\*新しい条文です

- （1）憲法や法律を守る
- （2）全体の奉仕者として公正である
- （3）効率的な予算執行を行う
- （4）職務への創意工夫、学習により資質を向上させる
- （5）町民の目線で行動し、町民への説明責任を果たす
- （6）町民との一体性、協働のまちづくりを進める
- （7）組織内の情報共有を図り、総合的、柔軟に対応する

## 第5章 議会の役割と責任 4

第1\*条（議会の責任） おいらせ町議会は、（4）全町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

2 おいらせ町議会は、（5）健全な予算執行により、効率的な議会運営を行わなければなりません。\*「経費を抑制し」の言い換え

第2\*条（議会の役割） おいらせ町議会は、（1）行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、（2）政策形成機能を高めなければなりません。

第3\*条（情報公開） おいらせ町議会は、（3）その活動を町民に公開し、開かれた議会運営を進めなければなりません。

\*日曜開催、テレビ中継、報告会など

第4\*条（議員の責任） おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町議会議員は、（6）職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させなければなりません。

- （1）行政の監視、チェック機能を果たす
- （2）政策提言の努力をする
- （3）情報公開、開かれた議会運営を進める
- （4）全町民代表として町民の意思を尊重する
- （5）経費を抑制し、効率的な議会運営を行う
- （6）資質向上、知識・技能習得努力

